

平成28年 第9回香芝市教育委員会会議(9月定例)会議録

日時 平成28年9月28日(水)  
午前9時30分より  
場所 香芝市役所5階 委員会室

〔出席者〕

教育長 廣瀬 裕司  
委員(教育長職務代理者) 日高 初美  
委員 中木 秀一  
委員 田中 貴治  
委員 石原田 明美

〔欠席者〕

なし

〔事務局〕

教育部長 吉村 宗章  
総務課長 吉田 十朗  
学校教育課長 福森 るり  
生涯学習課長(青少年センター所長兼任) 秋山 優  
生徒指導支援室長 上谷 基博  
中央公民館長 仲西 靖子  
市民図書館長 石井 成子  
生徒指導支援室主幹 田中 雅野

〔書記〕

総務課主幹 中川 智英  
総務課主査 松田 陽介

日程1 定足数の確認

日程2 開会の宣言

教育長 公私とも大変お忙しいなかご参集いただきまして、皆様ありがとうございます。定足数に達しておりますので、これより平成28年第9回教育

委員会会議(9月定例)を開会いたします。

### 日程3 署名委員の指名について

教育長 署名委員は、日高委員と中木委員にお願いいたします。

教育長 前回会議録につきましては、委員の皆様方にその写しを配布いたしております。また、すでに署名委員のご署名をいただいておりますので、前回会議録の朗読につきましては、会議の円滑な進行を図るため省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないということで、前回会議録の朗読を省略いたします。

### 日程4 教育長の諸報告

教育長 では、日程に基づきまして、私の動静についてご報告させていただきます。

教育長 前回8月18日の第8回教育委員会会議以降の私の動静についてご報告させていただきます。

8月18日の教育委員会会議の後、教育委員の皆様には学童保育や就学前教育等々について学習会を持たせていただきました。

同日、第1回香芝市教育委員会指定管理者選定委員会の選定委員会がございました。

19日の金曜日は、香芝市学童水泳記録会があり、市内10小学校の5年生と6年生が下田小学校に集まりました。

同日、真美ヶ丘東幼稚園に預かり保育等を見させていただくため訪問いたしました。

21日の日曜日は、日本傳正派系東流の空手の全国選手権大会がございましたので来賓として出席し、ご挨拶申し上げました。

22日の月曜日は、第2回香芝市中学生議会がございました。今回は香芝高校の生徒2名に議長をやっていただいて、市内4中学校からそれぞれ3名、合計12名の中学生議員から色々と質問や意見をいただきました。香芝市について非常にしっかりと勉強されていると感じました。我われ教育委

員会としても子どもたちの期待に応えていけるような行政が必要だと痛感いたしました。

同日午後からは、近畿都市教育長協議会理事会に出席させていただいて、本年度は奈良県が近畿都市教育長協議会の会場となっており、また来年度は全国の都市教育長協議会の会場が奈良県となっておりますので、それに向けた話し合いをさせていただきました。

23日火曜日は、広陵町・香芝市共同中学校給食センターの竣工式並びに試食会がございました。委員の皆様にもご出席いただきました。ありがとうございました。

同日午後からは教育講演会がございました。「発達障害を持つ幼児児童生徒への支援～通常学級で出来るサポート～」ということで大阪教育大学名誉教授の竹田契一先生のご講演を拝聴いたしました。委員の皆様にもご出席いただきました。

29日の月曜日は、県の学校施設整備期成会理事会並びに総会がございました。耐震化のほうが進んでおりますが、今後長寿命化に向けての県や特に国への要望活動について話し合いがございました。

30日は2回目の中学校給食の試食会がございました。4中学校にそれぞれ事務局で分かれて行ったんですが、私は香芝西中学校に行き、この日はカレーの試食をさせていただきました。

同日、第1回産業展実行委員会がございました。

月が変わりまして9月1日ですが、月例会があり、市長のほうからお話を頂戴いたしました。

同日、すみれ教室の始業式がございまして、「大切なあなた」という人を大切にしようという話をさせていただきました。

2日の金曜日は教育委員会事務局の9月定例会があり、9月市議会や2学期の色々な行事について教育委員会一丸となって頑張っていきたいという話をさせていただきました。

3日の土曜日は、市の戦没者追悼式がふたかみ文化センターでございました。

5日の月曜日から第4回香芝市議会がございました。この日は本会議でございました。

6日の火曜日は、前日5日から中学校給食が始まっておりますので、議会の休会日を利用して市内4中学校をまわり給食の配膳あるいは献立について各学校の意見を聞かせていただきました。

7日の水曜日は総務企画委員会、8日の木曜日は福祉教育委員会があり、各議員の方々から色々のご質問を頂戴し、答弁させていただきました。

9日の金曜日は、国際ソロプチミストという団体があるんですが、こち

らは女性の権利や地位の向上あるいは教育について、特に実業界で努力しておられる女性の方が中心となった団体でございますが、その役員の方がお越しになられ、本年度下田幼稚園でその方々の主催によります演奏会を行うという提案をいただきました。

同日、全国学力・学習状況調査の結果についての検討委員会の先生方を任命させていただきました。

12日の月曜日は教頭会がございました。議会の都合上私は出席できませんでしたので、教頭会におきまして特にこの2学期は非常に行事も多いですけれども、実りの秋となりますようによろしくお願ひしますという話を伝えさせていただきました。

13日火曜日と14日水曜日は決算特別委員会があり、平成27年度の決算について審査を行っていただきました。

16日の金曜日は、史遊会の役員の方と懇談をさせていただき、今後の史遊会のあり方等々について話し合いをさせていただきました。

20日の火曜日は、早朝より台風16号が接近しておりまして、大雨洪水暴風警報が出ておりました。学校、幼稚園には警報解除までは自宅待機ということで指示をし、同時に給食も中止させていただきました。市のほうでは災害対策会議が持たれ、色々な手立てを講じる話し合いをさせていただきました。

同日20日と翌21日には市議会の一般質問がございました。議会関係につきましては後ほどまたご報告させていただきます。

23日の金曜日は、ニコニコあいさつ運動をさせていただいて、教育委員会事務局の職員で市内の幼稚園、小中学校に行かせていただきました。私は旭ヶ丘小学校と旭ヶ丘幼稚園に行かせていただきました。

同日、鎌田小学校では翌日に運動会が開催されますので、その準備について視察させていただきました。翌24日は多少雨も降りましたが、プログラムを変更するなどの対応をしたうえで運動会が開催されました。なお10月1日に残りの小学校9校、10月5日には中学校4校、そして8日あるいは9日に幼稚園の運動会がございますので、委員の皆様におかれましてもご参加のほうよろしくお願ひいたします。

昨日27日は市議会本会議の最終日でございます。

同日、市職員の人事異動の内示がございました。これにつきましてはまた後ほどご報告させていただきます。

そして本日、第9回教育委員会会議となっております。

以上、本日までの私の動静につきましてご報告させていただきました。何かご意見ご質問等ございましたら、お願ひいたします。

中木委員

2点質問したいことがございます。1つ目は、広陵町・香芝市共同中学校給食センターが実際に運用されているわけでございますけれども、今日で20日ほど経ちましたが、状況についてお聞きしたいと思います。

それから2つ目ですが、8月29日に県学校施設整備期成会理事会並びに総会があったということですが、学校施設を今後どのように整備していくかということで、市内でも学校施設の多くが老朽化しており、それをどのようにメンテナンスしていくかが非常に大事だと思うのですが、29日のこの会議では県としてどのような方向を目指しているかといった話があったのであればお聞かせいただきたいと思います。

教育長

1点目の給食センターについてはまた担当からご説明申し上げたいと思います。2点目の期成会についてですが、今中木委員のご指摘のように学校施設は非常に老朽化が目立っております。本市のほうでは27年度をもって耐震化は完了したわけでございますけれども、県内全体を見ますと耐震化が終わっていない自治体があるようでございます。そういったところについてもすべて耐震化できるように国のほうに補助をお願いしたいという要望もあがっておりました。それから校舎の長寿命化に向けて、これはなかなか市町村単位ではできませんので、国からの積極的な補助をお願いするといったことが期成会の主な内容でございました。この期成会は市長会の会長が期成会の会長となり、現在は宇陀市長です。それから議長会の会長が期成会の副会長になられております。非常に大きな組織でございます。今回は先ほど申し上げた主に財政面での要望について、色々と意見をまとめあげるといった内容でございました。以上でございます。

学校教育課長

中学校給食の実施状況でございますが、現在まで大きなトラブルもなく進んでおります。中学校の先生方の大変な努力や子どもたちの協力、ご家庭のご協力をいただきながら運営できていると思っております。ただ少し気になるのが残食でございまして、子どもたちはまだまだ暑い中で給食を食べておりますのでその影響もあるかと思いますが、今の子どもたちの食生活にどう合わせていくか、給食の意義をどう伝えていくか、そういったところを協議会とともに意見を出しあいながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

日高委員

残食があるということですが、今後アンケートや調査などを行い、実態を把握する予定はありますか。

学校教育課長

具体的にいつアンケートを取るのかといったことは検討しておりませ

んが、今のご質問を受けまして、今後検討させていただきたいと思います。

教育長                    よろしいですか。他にご質問等ございませんでしょうか。

石原田委員              9月9日に女性の権利要望にかかる国際ソロプチミストの役員の方がご来庁されたということですが、その背景を簡単にご説明いただきたいと思います。

教育長                    過去に三和幼稚園で国際ソロプチミストの1つの団体の方が養成された学生さんなどが演奏会を行っていただいて、非常に子どもたちも喜んでいてよかったと我われに伝わっております。今回ご縁がありまして香芝でもう一度そういったことをやりましようとなったそうです。細かいことは現在園長先生が調整中でございますが、子どもの情操教育のためにご好意でやっていただくということです。

教育長                    よろしいですか。他にご質問等ございませんでしょうか。

教育長                    ないようですので、次の案件に進みたいと思います。

#### 日程5(1)香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取に関する報告及び承認について

教育長                    案件(1)承第10号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いいたします。

総務課長                  ただいま提案になりました、承第10号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取に関する報告及び承認について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年9月5日より開催されておりました第4回香芝市議会定例会に提出する補正予算案の意見聴取について、教育委員会会議にお諮りするいとまがなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条の規定により臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものでございます。

なお、補正予算の内容につきましては、第8回教育委員会会議でご報告させていただいたとおりでございます。主なものとしましては下田・鎌田幼稚園の整備工事請負費で14,500千円、同工事の設計委託料5,800千円などでございます。何卒慎重ご審議のうえ、原案承認いただきますよう、よ

ろしくお願い申し上げます。

教育長            ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員           今ご説明いただいた工事の具体的な内容をご説明いただきたいと思えます。

総務課長           目的といたしましては認定こども園化に伴うものでございます。主な内容でございますけれども、空調設備の設置が大部分でございます。鎌田幼稚園では保育室2室、下田幼稚園では保育室6室、それに加えて遊戯室に空調を設置するということになっております。また下田幼稚園におきましてはトイレの改修等を見込んでございます。以上でございます。

教育長            よろしいですか。では、他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長            では、本件につきましてご異議ございませんか。

各委員            （「異議なし」の声あり）

教育長            異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

#### 日程5(2)香芝市立学校職員ストレスチェック制度実施規程の制定について

教育長            それでは案件(2)議第15号「香芝市立学校職員ストレスチェック制度実施規程の制定について」を、事務局より説明をお願いいたします。

総務課主幹        ただいま提案になりました、議第15号「香芝市立学校職員ストレスチェック制度実施規程の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

                  本案は、労働安全衛生法の一部改正に伴い、事業主に義務付けられたストレスチェック制度を実施するため、必要なものを定めるものでございます。

                  本規程の概要でございますが、議案書の6ページをご覧くださいと思います。ストレスチェックの周知、実施体制、方法、医師による面接指導、情報の管理、検査結果の提供については本人の同意が必要であること、

面接結果を理由として不利益な取扱いをすることを禁止することなどとなっております。施行日は公布の日となっております。

なお、本制度は定期的にストレス状態について検査を行い、労働者自身がストレスについて気付くことを促し、それとともに検査結果を集団統計で分析し、職場環境の改善に努めていくものでございまして、メンタル不調者の発見を第一義的なものとはしておりません。また、事業者への義務付けは労働者が50人以上の事業場となっております。本市では旭ヶ丘小学校と香芝北中学校でございまして、教育委員会といたしましては全小中学校を対象に実施したいと考えております。

何卒慎重ご審議のうえ、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長                    ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員                何点か質問したいことがございます。まず第5条にある検査機関とありますが、今どのような検査機関を想定しているのでしょうか。

それから2つ目ですけれども、第14条と第15条ですが、面接指導を希望する場合に教育委員会との関係がでてくるとありますが、同意書がない場合あるいは面接指導を希望しない場合はどのように対処するのでしょうか。

それから3つ目ですが、第17条第2項が日本語としてよく分からなかったんですが、「対象職員は」とありますが、これは一体誰を指しているのでしょうか。以上でございます。

総務課主幹            まず検査機関でございますが、このストレスチェック制度につきましては、公立学校共済組合の一つの事業を利用して実施していくことになっております。そこで公立学校共済組合が提携しております病院が検査機関となります。

それから面接指導の同意の件ですが、法ではあくまでもストレスチェックの受検自体は義務ではございません。これを踏まえまして教育委員会や学校長が受検を勧奨していくこととなっております。

それから対象職員でございますが、第2条で対象職員について定義しております。常勤の学校職員、これはもちろん管理職や養護教諭、事務職員なども含んでおります。またそれ以外に教育委員会が必要と認めた者、例



えば市費常勤講師などが対象職員となっております。

中木委員 公立学校共済の提携している病院はどのくらいの数でどの程度のエリアになるのでしょうか。

総務課主幹 公立学校共済組合のストレスチェックは、ウェブ上のシステムを使用しています。そのデータが公立学校共済に送られ、そこで公立学校共済組合の提携した医師がストレスの度合いを判定します。ですので、実際に市内や県内の病院へ受検をしに行くわけではございません。そして後日、そのストレスチェックの結果が本人に返送されてきまして、結果が高ストレスの判定だった場合、本人が面接指導を申し出ます。この面接指導については我われ教育委員会が任命しました産業医にお願いいたします。こういった流れとなっております。

中木委員 大体仕組みが分かりましたが、個人情報のこともありますので、上手な運営をしていかないといけませんので、よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

田中委員 第15条第2項ですが、産業医からの報告書の提出について、必要に応じて情報を適切に加工することとし、診断名、検査値などの生データを提供してはならないとありますが、これですと結果がどうなっているのかがこちら側が把握できないということになると思います。適切に加工することとは逆に医師から来たデータが正常でない可能性もあります。本人のプライバシーの問題があることは重々承知しておりますが、わざわざこれを書いてすべてを違うようにすることが適切かどうか。例えば職場環境の改善であったり、どのようなところにメンタル不調がでているのかが正確に把握できなければ、こちらが適切な改善を提案することができないと思います。

教育長 ここで暫時休憩といたします。

(午前10時9分 休憩)

(午前10時19分 再開)

教育長 休憩を解いて再開したいと思います。

総務課主幹 報告書の提出ですが、あくまでストレスと業務の関連性や、ストレス要因となる勤務状況について産業医の所見を求めるものであり、産業医は詳細な生データを教育委員会に提出することはございません。また、産業医につきましても香芝市医師会の推薦のもとで任命しており、信義則に基づいて業務委託契約を行っておりますので、問題はないかと思います。

教育長 よろしいですか。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

石原田委員 これはストレスチェックの実施にあたっての取り決めで、メンタル不調の予防が目的だと理解しているのですが、その一方で結果をいかに活用するのが大きな柱だと思っておりますが、職場環境の改善という言葉が出てきていましたが、職場とは学校のことであり、学校とは子どもにとって教育の場なので、職場の改善は教育の場の改善に繋がりますので、学校としては重視すべきだと思うんです。その観点に立った時に、例えば第3条第4項で、「教育委員会がストレスチェック結果を入手した場合は、本人の健康管理の目的のために使用し、それ以外の目的に利用することはない」とありますが、これが果たして適切かどうかは検討したほうがいいと思います。

同じく、職場環境を改善していくにあたり非常に貴重なデータであると思うんです。特に数値化されたところだけではなく、面接に入っていった後に得た情報は非常に貴重になってくるという意味で、第16条で「教育委員会は、面接指導の結果を踏まえて、就業上の措置をする場合は」とありますが、これを職場環境の改善にどう反映させるかは書かれていないです。

また、第17条のところで、「実施者は、ストレスチェック結果を学校を単位とする集団で集計及び分析し、その結果を教育委員会に提供する」とあり、結果を分析した結果という2つの結果があるんですが、その場合に、第18条の「実施者は、ストレスチェックの結果を5年間保存する」とありますが、これは何を指しているのですか。以上でございます。

教育長 ここで暫時休憩といたします。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時27分 再開)

教育長 休憩を解いて再開したいと思います。

総務課主幹 個人のストレスチェックの結果については本人の健康管理のために使います。そして個人のストレスチェックの結果が特定されない集団統計や分析は職場環境の改善に用います。

また、ストレスチェックにつきましては労働安全衛生法で事細かく規定されております。今提案させていただいているストレスチェック制度実施規程は、あくまでもストレスチェックをどのように実施していくかを規定したものでございますので、職場環境の改善を具体的にどう行っていくのかは規定しておりませんので、ご理解いただけたらと思います。

また、記録の5年間保存というところでございますが、これは厚生労働省の政令で規定されておりまして、それを引用させていただいております。以上でございます。

教育長 よろしいですか。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員 内容の審議とは直接関係ないのですが、行政の定めとして条例があつて、そして規則があるという体系だと思いますが、今の実施規程には上位の定めはあるのでしょうか。

総務課主幹 規程というものは訓令にあたります。ですので、教育委員会内部に向けての定めとご理解していただけたらと思います。この上位の規定は労働安全衛生法や施行規則、厚生労働省令になります。

教育長 よろしいですか。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

田中委員 第1条に「香芝市立小学校及び香芝市立中学校(以下「学校」という。)」とあり、あえて幼稚園は入れられてないのだと思いますが、幼稚園の先生も対象になるという解釈でよろしいですか。

総務課主幹 幼稚園教諭につきましては市のほうのストレスチェックを受検するこ

ととなっております。

教育長 よろしいですか。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

日高委員 第3条第2号では、専門の医療機関に通院中等の特別な事情がない限り、全ての職員が対象となるとありますが、通院中の職員に対してはどのように対応するのですか。

総務課主幹 育児休暇中や病気休暇中の職員は現に勤務しておりませんので対象となりません。また、すでにメンタル不調で療養中の方については二重の検査となりますので対象となりません。

教育長 よろしいですか。では、他にご質問等ございませんか。

教育長 ご覧ですか。それでは、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

#### 日程5(3)香芝市史跡整備検討委員会委員の委嘱について

教育長 それでは案件(3)議第16号「香芝市史跡整備検討委員会委員の委嘱について」を、事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 ただいま提案になりました、議第16号「香芝市史跡整備検討委員会委員の委嘱について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平野塚穴山古墳の史跡整備を行うにあたり、史跡の保存整備及び活用を円滑に進めるため、香芝市附属機関設置条例第2条第2項及び別表第2の規定により、史跡整備検討委員会を設置するため、委員の選定基準によりまして、識見を有する者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が必要と認める者として別紙史跡整備検討委員会委員(案)のとおり委嘱するものでございます。任期につきましては、平成28年10月1日から史

跡整備が完了するまでの期間となります。

何卒慎重ご審議のうえ、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長            ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員           あくまでも平野塚穴山古墳を対象にしたものでございますよね。他に平行して史跡整備検討委員会を設置しなければいけない場面は出てこないのでしょうか。今回対象の名前を特定した検討委員会にしないでよいのですか。

また、委員の定員は何人ですか。この2点についてお願いいたします。

生涯学習課長      今回6名を委嘱しますが、定員につきましては10名以内となっております。

史跡の特定につきましては、現時点で整備を予定しておりますのは平野塚穴山古墳のみですが、特定はしていません。

中木委員           この史跡整備委員会以外にも教育委員会が担当する委員会はたくさんあります。実はそれぞれ他の委員会でも特定するような言葉がついていないという実態があるんですけども、どこかで誤解を招くようなことが生じないのかなという懸念があって最初の質問をさせていただきました。

教育部長           附属機関というかたちで設置をさせていただく委員会でございます。教育委員会には今のところ5つほど附属機関の設置が認められております。特に今回お願いしております香芝市史跡整備検討委員会の担任する事項としてはあくまでも史跡の保存整備及び活用についての調査審議に関する事項というかたちになります。当然附属機関のことでございますので、あくまでも内容について諮問して、最終的には答申までいただくというかたちですので、逆に言うと今回の諮問の内容については平野塚穴山古墳の諮問となると考えております。

中木委員           市内には史跡という名称で、香芝市にとって大切なものがあるかと思うんです。現在は確かにその史跡を具体的に整備していこうという話はないかもしれませんが、任期は平野塚穴山古墳の整備が完了するまでとなっておりますので、何年かかるか分からないなかで他の史跡を整備していきたいとなった時に、例えば今回の委員であれば、平野自治会長さんが委員

になってらっしゃいます。例えば狐井など他の史跡整備をしようと思えば、また別のメンバーが出てきたり、そういった恐れがないかなと懸念しているわけでございます。どこかに対象とするものを特定できるような表現があってもいいのかなと思うんですが、そのあたりをお答えいただきたいと思います。

教育部長　　今回平野塚穴山古墳につきましては国の史跡でありまして、国の補助金もいただきながら整備を進めていくうえでの前措置として、委員会の設置がなければ国庫補助も受けられないといった条件的なものにもなっております、今委員のおっしゃっていただいておりますように他の史跡整備を行っていくことになりましたら当然またこの委員会を設置するといったかたちで、別物ではありますものの、その時には対応する委員さんも選任させていただくといったかたちにはなると思います。あくまでも附属機関設置条例におけます香芝市史跡整備検討委員会でございます、前に平野塚穴山古墳などといった言葉を付けることはできかねます。

教育長　　よろしいですか。では、他にご質問等ございませんか。

教育長　　ございませんか。それでは、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員　　（「異議なし」の声あり）

教育長　　異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

#### 日程5(4)平成28年度全国学力・学習状況調査結果の公表について

教育長　　それでは案件(4)議第17号「平成28年度全国学力・学習状況調査結果の公表について」を、事務局より説明をお願いいたします。

生徒指導支援室長

ただいま提案になりました、議第17号「平成28年度全国学力・学習状況調査結果の公表について」の提案理由の説明を申し上げます。

平成28年度全国学力・学習状況調査は、平成28年4月19日に小学校第6学年及び中学校第3学年の全児童、生徒を対象に行いました。調査内容は、小学校は国語と算数、中学校は国語と数学のそれぞれ2教科及び生活習慣

や学習環境等に関するものです。香芝市全体の調査結果につきましては別紙資料に概要を示しましたのでご参照ください。現在、教育振興会から推薦された先生方で全国学力・学習状況調査検討委員会を設け、結果の分析と課題を検討しております。その報告を受けた後、教育委員会として調査の結果分析の概要として公表する方向で進めております。調査結果の公表についてですが、別紙参考資料の実施要領では市町村教育委員会においてそれぞれの判断で実施要領に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるとあります。しかし、個々の学校名を明らかにした公表を行うことは、学校間の序列化や過度の競争に繋がる恐れがあるなど、教育上の影響が予想されます。つきましては、個々の学校名を明らかにした公表は行わず、本市の平均正答率を示し、全国及び県との平均正答率の比較を行い、分析結果と今後取り組むべき課題を公表していきたいと思っております。なお、調査結果については各学校に提示するとともに市のホームページを通して市民の皆様にもお示しする予定でございます。

何卒慎重ご審議のうえ、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員

2点ございます。1つ目は実施要領に経年変化分析調査という項目があるのですが、これはどういったもので、香芝市が対象になっているかについてお教えいただきたいと思っております。

2点目ですが、同じく実施要領を見ると結果をどのように活用するかというところがあって、その内容として教育及び教育施策の改善に取り組むということが謳われております。例えば昨年度結果分析の概要をお示しいただきました。その際にも市の平均値を公表するという内容で公表していただいたわけですが、ここに書いてある言葉を読むと、「教育委員会といたしましては検討委員会の報告を真摯に受け止め、本市の教育の充実と発展のためにさらなる覚悟を重ねてまいる覚悟です。」とありました。しかし、教育及び教育施策の改善にどう具体的に取り組むのかが示されていないです。これは昨年度、結果分析の概要をご説明いただいた時にも注文させていただいたことと全く同じです。公表の際には香芝市教育委員会として具体的にどうしていくのかをお示しいただきたいと要望いたします。

教育長                   ここで暫時休憩といたします。

(午前10時48分 休憩)

(午前10時51分 再開)

教育長                   休憩を解いて再開したいと思います。

生徒指導支援室長

委員からご質問のありました経年変化分析調査ですが、これについては香芝市の小学校、中学校におきましては抽出の対象となったことはございません。今後はあるかも分かりませんが、現在はございません。

2つ目の、結果をどう具体的に活かしていくかということですが、この調査の目的自体が授業改善、学力テストは2教科ですが、そこから他の教科に繋がることもございますし、ひいては学校改善に繋げていくための市としての援助ということとともに、やはり問題に、特にA問題、B問題とございますが、B問題のほうが今後国が必要だと考えている学力観が現れているということで、それを例えば教員のほうも研修のなかで問題を解きながらこの問題の意図はなんなんだろうと考えた時に、それがすなわち今後国が目指している学力観に繋がっていくので、それを解くことによって共通理解をしていきながら今後の授業改善に活かすといった視点を、教育委員会サイドから各学校に示唆していきたいと考えております。

教育長                   よろしいですか。では、他にご質問等ございませんか。

教育長                   ございませんか。それでは、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員                   (「異議なし」の声あり)

教育長                   異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程5(5)香芝市教育委員会事務局臨時職員及び香芝市立幼稚園・小・中学校における臨時職員の任命について

教育長                   それでは案件(5)議第18号「香芝市教育委員会事務局臨時職員及び香芝



市立幼稚園・小・中学校における臨時職員の任命について」を、事務局より説明をお願いいたします。

総務課長 ただいま提案になりました、議第18号「香芝市教育委員会事務局臨時職員及び香芝市立幼稚園・小・中学校における臨時職員の任命について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員会の諸業務に人員を要するため、平成28年10月1日付けで臨時職員の任用を行うものでございます。任命職員58名のうち、14名を特別教育支援員として学校教育課へ配置するほか、幼稚園講師22名、用務員4名、中学校臨時講師15名、小学校事務員1名、教育指導員2名をそれぞれ配属する予定をしております。

何卒慎重ご審議のうえ、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 ございませんか。それでは、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程5(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則の制定について

教育長 それでは案件(6) 諮第8号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則の制定について」を、事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長 ただいま提案になりました、諮第8号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成29年度より幼保連携型認定こども園を設置することについて、その事務を行うにあたり教育委員会の意見を聞かなければならない事

項を定めるため、本規則を制定するものでございます。

意見を求める内容といたしましては、「幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること。」、「幼保連携型認定こども園の設置、休止及び廃止に関すること。」、「幼保連携型認定こども園の職員の任免その他の人事に関すること。」と規定し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定に基づき教育委員会の意見を求めるものでございます。

何卒慎重ご審議のうえ、原案承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長                    ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員                認定こども園は市長部局が本来主管するもので、教育委員会は補助執行というかたちで管理運営を行うと前回の教育委員会会議でご説明いただいたんですけれども、もう一度補助執行とはどういったものかをご説明いただきたいと思います。

それから、香芝市都市公園で有料公園施設は市長部局から委任されているという表現がありますよね。補助執行と委任の違いは何でしょうか。その結果によってこの議案がどうなのかを審議したいと思います。

総務課長                まず補助執行でございますが、例えば市長部局の業務を教育委員会に補助執行させるということがございます。これは権限は市長部局に残したまま教育委員会の職員に補助的に執行させるということです。これに対しまして事務委任につきましては権限そのものを移譲するということです。

中木委員                今のご説明で分かったような気がしますが、そういった場合、今回の認定こども園については市長に権限があつて、管理運営を教育委員会が携わるということですが、今3項目だけは教育委員会の意見を聞くというご提案をいただいているのですが、この項目だけで本当にいいのかなと思います。例えば設置、名称、事業の内容、入園資格、定員、通園区域などなどいろいろなことがあるなかで、この3項目だけが教育委員会の意見を求める対象にして、その他は教育委員会の意見は聞かずに市長部局で決めていくということについて、管理運営する部署として本当にきちんと管理運営できるのかという懸念があります。そういう意味ではこういう定めではなくて、条例にしても規則にしてもすべてについて教育委員会の意見を聴取するという方向のほうが私はいいのではないかと、わざわざこうやって範囲

を限定して定めるということについては納得できないなという気持ちがあります。

学校教育課長　ご意見を私どもも真摯に受け止めさせていただきたいと思っております。教育委員会の職員が市長部局に権限がある事務を補助執行する場合、基本的に、特に幼保連携型認定こども園はいわゆる幼稚園利用をする1号の子どもと保育所利用をする2号の子どもを一つの施設で保育、教育するわけでございますけれども、その1号の子どもに対しての様々な細かな規則は幼稚園の規則を完全に受け継ぐものとして構成しております。ですので、これは補助執行には関わりはありませんけれども、基本的に今の幼稚園を利用する子どもたちとなんら差が生じないように配慮した内容になっておりますので、あくまでも意見を聴取するものについては、保育教育の根幹となるようなカリキュラムを決定するものや、こども園を設置したり廃止したりするような内容のものに対してのご意見をいただくということになっておりますので、その他の全体に関する規則についてはまたご意見をいただくということになっておりますので、ここに記載するものは限られたものになっているとご理解いただけたらと思います。

教育長　ここで暫時休憩といたします。

(午前11時6分 休憩)

(午前11時31分 再開)

教育長　休憩を解いて再開したいと思います。

教育部長　今回お願いしております規則の内容でございますけれども、あくまでも教育委員会の意見の聴取につきましては市長の権限の部分について意見を求めるというかたちですので、市長の権限行為の部分がある意味超えることができないとご判断もいただきたいところでございますので、この規則の内容をもってこの3項目について意見を求めてまいりたいと考えておりますのでご理解いただけたらと思います。

教育長　よろしいですか。では、他にご質問等ございませんか。

教育長　ございませんか。それでは、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

教育長 本日は追加議案が提出されております。ここで、この案件を日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 では、日程に追加いたします。

日程5(7)香芝市立幼稚園規則及び香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

教育長 それでは案件(7)議第19号「香芝市立幼稚園規則及び香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を、事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長 ただいま提案になりました、議第19号「香芝市立幼稚園規則及び香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、先の香芝市議会において可決されました香芝市立認定こども園条例の制定に伴い、香芝市立下田幼稚園と香芝市立鎌田幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行することによる改正でございます。

改正内容につきましては、香芝市立認定こども園に移行する2園を香芝市立幼稚園規則と香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の表から削除しております。

何卒慎重ご審議のうえ、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 ございませんか。それでは、本案につきましてご異議ございませんでし

ようか。

各委員                   （「異議なし」の声あり）

教育長                   異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

#### 日程 5（8）平成28年度香芝市教育委員会事務局職員の人事について

教育長                   次に案件（8）議第20号「平成28年度香芝市教育委員会事務局職員の人事について」を審議したいと思いますが、本案件は人事に関する案件でございますので秘密会議にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員                   （「異議なし」の声あり）

教育長                   それでは案件（8）は秘密会議といたします。傍聴の方をお願いいたします。秘密会議となりますので、恐れ入りますがご退席のほうをお願いいたします。

（人事案件のため省略）

教育長                   異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

教育長                   秘密会議を解きます。傍聴の方の入室を許可いたします。

#### 日程 5（9）香芝市立認定こども園条例施行規則の制定について

教育長                   それでは案件（9）諮第9号「香芝市立認定こども園条例施行規則の制定について」を、事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長           ただいま提案になりました、諮第9号「香芝市立認定こども園条例施行規則の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

                          本案は、先の香芝市議会で可決されました香芝市立認定こども園条例の制定に伴い、その施行規則を定めるものでございます。

制定内容につきましては香芝市立認定こども園条例が規則に委任している事項、また、入退園の手続きや条例に規定されていない定員や通園区域などの詳細を規定しているものでございます。

何卒慎重ご審議のうえ、原案承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長            ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員           十分に読むいとまがなかったのでお聞きしますが、園長先生がいて、その次に今幼稚園では主任先生がいるんですけれども、それにあたる方は認定こども園にはいるのでしょうか。そしてその下に教育を行う先生と保育を行う先生がいる、そういった体系になるのでしょうか。

学校教育課長      園長の下には主幹保育教諭という今の主任教諭にあたる先生を配置いたします。その下に保育教諭ということで、担任を持つ先生もいますし長時間保育を担当する先生もいますし、いずれも保育教諭という名称で組織が編成されます。また、その他に用務員等を置く予定をしております。

中木委員           現在、市立保育所であればクラスの担任の先生はいらっしゃらずに入れ替わり立ち代り面倒を見ていくという運営をされていると聞いておりますが、今回の認定こども園の2号認定の子どもたちの保育については保育所と同じような形態になっていくのかを教えてくださいたいと思います。

学校教育課長      保育所にも担任はおります。ただ複数おります。例えば2歳児で言いますと、配置基準は6人の子どもに対して1人の保育士が担当いたしますので、基本的に担任はおります。同じクラスに18人の子どもがいたら担任は3名いるということです。幼保連携型認定こども園についても担任を配置し、自分のクラスということでいろいろな記録を取ったり書類を整理したり、担任としての業務がございます。

中木委員           2号認定の子どもたちはかなり長い時間預かりますが、同じ先生が登園から降園まで面倒を見るのかということと、1号認定の子どもたちと2号認定の子どもたちが同じクラスのなかで教育保育を受けるというかたち

になるのか、全く別の部屋で保育を受けるような運営になるのかについてお聞きしたいと思います。

学校教育課長 幼保連携型認定こども園につきましては、基本的に幼保連携型認定こども園教育保育要領のカリキュラムに基づいて1号も2号も同じ教育課程で保育をいたします。ですので、保育室を分けるという必要もございません。1つの部屋で教育保育を行っていきます。

それから、長時間の子どもにつきましては長時間保育担当の者がおりますので、基本的に長時間保育を行う先生に引き継ぐというかたちを採っております。

教育長 よろしいですか。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 ごさいませんか。それでは、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

#### 日程5(10)その他報告

教育長 日程5(10)「その他報告」として各課より報告等をお願いします。

教育部長 私のほうから先の9月香芝市議会の結果等につきましてご報告申し上げます。委員の皆様には前回、前々回の教育委員会会議にていろいろと議案の審議をいただきまして、今回提案をさせていただいたところでございます。今回提案された議案は26議案あり、報告案件が3件、議決案件が11件、認定案件が8件、同意案件が2件、諮問案件が2件でございました。その他、議員から意見書が2件提出されております。結果につきましては、平成28年度香芝市一般会計補正予算は、本日この教育委員会会議で承認をいただきました承第10号でも確認いただきましたが、教育委員会の予算も含んでおりましたので、これにつきましては原案可決いただきました。速やかな執行に努めてまいりたいと思います。それから前回も議案でご確認

いただいております香芝市立認定こども園条例の制定につきましては、討論をいただきながら賛成多数で原案可決いただいております。規則等も速やかに制定させていただきながら平成29年4月に向けて整備を進めてまいりたいと思います。それから、香芝市立学童保育所条例の一部を改正することについてですが、これにつきましても一部資料で委員の皆様にもご確認いただいていると思いますが、主に保育料の改定でございました。合わせまして、規則等にも触れますが、第2子の負担の軽減と保育時間の延長でございます。それから、貧困対策の一環でもありますが、要保護、準要保護の子どもたちについての保育料の軽減措置等についてもお願いをしてまいりました。しかし、結果を申し上げますと賛成4、反対11となりました。従いまして、否決ということになりまして、条例はそのままという取扱いでございます。それから決算の関係でございすけれども、平成27年度香芝市一般会計決算の認定ということで、討論をいただきまして原案の認定をいただいております。審議過程のなかにおきまして、毎年委員の皆様にもご審議いただいている教育委員会の事務の評価点検の手法と、決算の手法が少し違うのではないかとのご指摘をいただいております。特に財務会計上の取りまとめの部分で標記を変えていくようにというご指摘もありますので、またこれは改めて教育委員会会議にお諮りさせていただいて、内容等についてご確認をいただきたいと思います。再度議会のほうに提出させていただきたいと考えております。今調整中でございますので、ご理解をいただけたらと思います。

また、議会には香芝市行政組織条例の一部を改正する議案が提出されておりました。資料もお手元にお配りさせていただいておりますが、これが原案可決されております。これに伴い組織機構図も変わりました。特に教育委員会の関係では、教育委員会にこども課を新設し、総務課の名称を教育総務課に改めることになりました。これにつきましてはこれから教育委員会会議のなかで規則改正が必要になってまいりますので改めて提案申し上げ、なおかつ事務分掌や予算の確認等を今行っている最中でございます。また今後の教育委員会会議でご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから一般質問でございますが、今回11人の議員から一般質問を受けております。そのなかで教育委員会関係では7名の方から質問をいただき、また、関連する質問を1人の方からいただきました。主な項目で申し上げますと、不登校児の保護者へのサポートということで、特に引きこもりのフォローアップというご質問をいただいております。それから関連する質問では、がん患者への教育的な部分、特に人権教育といった部分のご質問をいただきました。それから香芝市のスポーツということで、スポーツ環



境や市内にいるトップアスリートや活躍する選手の掌握の方法などについてご質問をいただきました。それから教育改革についてということで、特に子どもの未来応援地域ネットワーク支援事業というところと、チーム学校についてご質問をいただいております。それから市民サービスの向上についてということで、特に子育て支援策についてのご質問をいただいております。それから保育所、幼稚園、小中学校の職員の待遇と、クーラー設置についてご質問をいただいております。それから保育施策の充実について、幼稚園、保育所、こども園についてご質問をいただいております。それから最後ですが、学び楽しめる環境についてということで、スポーツ活動、特に小中学校、社会スポーツ的などところでもご質問をいただきました。以上が一般質問の内容でございます。

特に否決になりました議案については、再度教育委員会として市長部局との関係も考えもって検討を加えたいと、また改めて提案申し上げていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。以上でございます。

教育長                    ありがとうございます。他に各課より報告等があればお願いします。

中央公民館長            中央公民館からご連絡申しあげます。今年も公民館まつりを11月12日13日14日の3日間開催させていただきます。開催時間は午前9時30分から午後4時までとなっております。舞台発表が12日13日にモナミホールでございます。展示発表が12日13日14日に中央公民館本館1階と3階でございます。今年も公民館まつりが始まって40周年になりますので、公民館まつり実行委員会の方々も何か記念になる年にしたいということでいろいろと考えていただいております。日頃公民館活動をしていただいている方々が学習の成果を発表していただく場でもございます。時期的に少し早いご案内ではございますが、委員の皆様にもお越しいただきましてご覧いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長                    ありがとうございます。他に各課より報告等があればお願いします。

総務課長                お手元に平成28年度学校訪問の日程表をお配りしております。10月12日から11日間の日程を組んでおります。また詳細な集合時間等につきましてはご連絡差し上げたいと思いますのでよろしくようお願いいたします。

教育長                    ありがとうございます。他に各課より報告等ございませんか。

教育長                    よろしいですか。では、次回の教育委員会会議の日程を決めたいと思います。次回の第10回教育委員会会議は10月25日火曜日の午後2時からといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員                    （「異議なし」の声あり）

教育長                    それでは次回教育委員会会議は、10月25日火曜日の午後2時からといたします。

教育長                    本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成28年第9回教育委員会会議（9月定例）を閉会いたします。皆様方におかれましては、長時間にわたりまして、慎重ご審議ありがとうございました。

（午前11時59分 閉会）